

○厚生労働省
経済産業省告示第六号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、同項第四号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

通し番号 1308 の項を次のように改める。

1308 1, 3, 5-トリアジナントリオンの亜鉛塩

(5) - 7103